

役員及び評議員の報酬等の支給基準

(目的)

第1条 この規程は、学校法人聖徳学園（以下「法人」という。）の寄附行為第59条の規定に基づき、役員及び評議員（ただし、いずれも学校法人聖徳学園の職員の身分を有する者を除く。以下同じ。）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員及び評議員の報酬等とは、報酬、日当、退任功労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、職員の給与規程に基づくものを含まない。
- (3) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び必要経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 理事 報酬及び退任功労金
- (2) 監事 報酬及び日当
- (3) 評議員 日当

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員及び評議員に対する報酬等の額は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 役員の報酬 別表第1に定める額
- (2) 監事の日当 別表第2に定める額
- (3) 評議員の日当 別表第3に定める額

2 退任功労金については、学校法人聖徳学園役員の退任功労金支給規定に定める。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員及び評議員に対する報酬等の支給日は、毎月21日とする。ただし、支給日が土日、祝日にあたる場合は、その前日に支払うものとする。

2 報酬等は、銀行振込により本人に支給する。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員には、別に定める役員及び評議員旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の計算)

第7条 新たに役員に就任した者には、その月から報酬を支給する。

2 役員が退任し、又は解任された場合は、その月までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合、その月の報酬を全額支給する。

4 監事が理事会等会議への出席の他、法人運営のための業務にあたった場合、日当を支給する。ただし、理事長が必要と認めた場合に限るものとする。

5 評議員が評議員会への出席にあたった場合、日当を支給する。

(公表)

第8条 法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則 この規程は、令和2年4月1日より施行する。

附則 この規程は、令和7年4月1日より施行する。

別表第1 (役員報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 900,000円
副理事長	月額 800,000円
常務理事	月額 700,000円
理事	月額 100,000円
監事	月額 100,000円

別表第2 (監事の日当)

理事会等会議への出席を除く法人監査業務のための勤務	日額 10,000円
---------------------------	------------

別表第3 (評議員の日当)

評議員会への出席	日額 10,000円
----------	------------